

令和6年和泉市教育委員会第1回臨時会

日 時：令和6年2月29日（木） 午後3時30分から
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第10号 和泉市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第11号 和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事について
(別冊あり) (非公開)

5. 承認事項

(1) 令和6年和泉市議会第1回定例会における条例改正について

案件1 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

(2) 令和6年和泉市議会第1回定例会における財産取得について

案件1 和泉市立信太中学校給食室厨房機器一式

6. 報告事項

(1) 工事請負変更契約の締結について（和泉市久保惣記念美術館茶室耐震化工事（1期））

7. その他

8. 閉会

教育長の報告（令和6年2月1日～令和6年2月28日）

<u>2月1日（木）</u>	令和5年度第2回和泉創発プラン進行管理会議（3A・3B会議室） 令和5年度第2回次期総合計画等策定委員会（3A・3B会議室）
<u>2月2日（金）～2月9日（金）</u>	校長開示面談（教育長室）
<u>2月9日（金）</u>	大阪府都市教育長協議会役員会（アウリーナ大阪）
<u>2月11日（日）</u>	和泉市少年軟式野球協会 学童合同卒団式（コミュニティセンター）
<u>2月12日（月）</u>	第59回和泉市こども会大会（コミュニティセンター）
<u>2月13日（火）</u>	和泉市職員採用委員会【技術職追加募集】（5A会議室） 近畿都市教育長協議会役員会（アウリーナ大阪）
<u>2月15日（木）</u>	市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議（アウリーナ大阪）
<u>2月16日（金）</u>	令和6年能登半島地震における第2回和泉市救援対策本部会議（庁議室）
<u>2月18日（日）</u>	令和5年度和泉市文化芸術振興事業「和の饗宴」（和泉シティプラザ） 令和6年和泉市春季市長杯軟式野球大会開会式（コミュニティセンター）
<u>2月19日（月）</u>	令和6年和泉市議会第1回定例会【議案審議】（議場）
<u>2月21日（水）</u>	令和5年度和泉市子どもの読書活動推進協議会（別館1-1会議室） 令和5年度第2回和泉市いじめ防止対策委員会（コミュニティセンター）
<u>2月22日（木）</u>	令和6年和泉市議会第1回定例会【厚生文教委員会】（委員会室）
<u>2月25日（日）</u>	第15回和泉少年サッカーテクノステージ和泉杯開会式（桃山学院大学）
<u>2月27日（火）</u>	令和5年度第2回和泉市文化財保護審議会（5A会議室）
<u>2月28日（水）</u>	和泉市青少年薬物汚染防止対策推進会議（5A会議室）

議案第10号

和泉市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

和泉市スポーツ推進審議会条例（平成25年条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、別紙の者を和泉市スポーツ推進審議会委員に委嘱する。

令和6年2月29日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

参考条文

○和泉市スポーツ推進審議会条例（一部抜粋）

（委嘱）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1） 関係団体の代表
- （2） 学識経験者
- （3） 公募による市民

○和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則（一部抜粋）

第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- （1） 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- （2） 重要な教育財産の取得及び処分の手続に関すること。
- （3） 教育内容の方針に関すること。
- （4） 教科用図書の採択に関すること。
- （5） 社会教育委員等の個別の法律に定めのある委員の任免に関すること。
- （6） 請願及び訴訟に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、委員会が重要と認める事項

※法とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をいう。

和泉市スポーツ推進審議会委員名簿（案）

（順不同・敬称略）

	氏 名	所 属	備考	任期
委員	そのだ みつあき 園田 光明	和泉市町会連合会	1号委員	委嘱日から2年まで
委員	かなたに ただお 金谷 忠男	和泉市スポーツ推進委員協議会		
委員	たていし たけひろ 立石 武弘	和泉市体育協会		
委員	ばんどう たけし 坂東 剛	和泉市PTA協議会		
委員	かどばやし きよし 門 林 淳	和泉市老人クラブ連合会		
委員	のぐち さちこ 野口 祥子	和泉市障がい者団体連絡協議会		
委員	すずき ゆうた 鈴木 雄太	大阪公立大学 都市健康・スポーツ研究センター 准教授	2号委員	
委員	たけうち やすこ 竹内 靖子	桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科 准教授		
委員	やまだ げんいち 山田 源一	公募委員	3号委員	

議案第11号

令和6年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事について

令和6年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事については、別紙のとおりとする。

令和6年2月29日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

理 由

「和泉市立学校教職員人事基本方針」に基づき、令和6年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事を行うため。

参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部改正について（概要）

こども未来室

1 主な改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

（１）重要事項の掲示【第２３条】

施設の重要事項の書面掲示の義務付けについて、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付ける規定に改める。

（２）電磁的記録について【第５３条】

磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。

3 施行期日

令和６年４月１日（（２）については公布の日から）

議案第33号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（<u>掲示等</u>） 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。	（<u>掲示</u>） 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u>

第2条 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(電磁的記録等) 第53条 略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 略	(電磁的記録等) 第53条 略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

令和6年和泉市議会第1回定例会における財産取得について
（市立信太中学校給食室厨房機器）【概要】

学校園管理室

□案件

財産取得について（市立信太中学校給食室厨房機器）

□概要

令和5年和泉市議会第4回定例会にて、補正予算にて予算計上した、信太中学校給食室改修事業における給食室厨房機器の購入について、指名競争入札により、仮契約を予定しており、本契約の締結には、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を要することから、令和6年第1回定例会において議決を求め、本契約を締結しようとするもの。

□取得内容

品 名			数量	品 名			数量
食品庫・下処理室				調理室			
1	冷蔵庫		1	1	ガス回転釜		5
2	検食保存用冷凍庫		1	2	小型フードスライサー		1
3	シェルフ		3	3	移動式スライサー置台		1
4	移動台		1	4	スタッキングカート		4
5	包丁・まな板消毒保管機		1	5	2槽シンク		1
6	球根皮剥機		1	6	移動台		3
7	球根受け用 L型運搬車		1	7	スチームコンベクションオーブン		1
8	スタッキングカート		3	8	配膳用L型運搬車		5
9	下処理用3槽シンク		1	9	包丁・まな板消毒保管機		1
10	パススルーテーブル冷蔵庫		1	洗浄室			
11	作業台		1	1	移動シンク		5
配膳室				2	3槽シンク		1
1	牛乳保冷庫		2	3	食器洗浄機		1
2	シェルフ		3	4	食器洗浄機受けシンク		1
3	電気式トレイ消毒保管機		1	5	電気式食器消毒保管機		2
				6	電気式食缶消毒保管機		1

□契約方法

指名競争入札（入札日：令和6年2月2日）

□仮契約日

令和6年2月5日

□仮契約締結額

51,700,000 円

□仮契約締結の相手方

株式会社アイホー大阪支店 支店長 松石 康之
大阪市東淀川区豊里七丁目6番13号

議案第 30 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月19日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 和泉市立信太中学校給食室厨房機器一式 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 51,700,000円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市東淀川区豊里七丁目6番13号
株式会社アイホー大阪支店
支店長 松石 康之 |

議案第 30号 参考資料

- | | | |
|--------|----------------------------|-------|
| 1 納入場所 | 和泉市鶴山台一丁目1番1号
和泉市立信太中学校 | |
| 2 納入期限 | 令和6年9月27日 | |
| 3 取得内容 | パススルーテーブル冷蔵庫 | 1台 |
| | ガス回転釜 | 5台 |
| | スチームコンベクションオーブン | 1台 |
| | 食器洗浄機 | 1台 |
| | 電気式食器消毒保管機 | 3台 |
| | 電気式食缶消毒保管機 | 1台 |
| | 牛乳保冷库 | 2台 ほか |

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

専決第 2 号

工事請負変更契約の締結に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）第7号の規定により、工事請負変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 2 日専決

和泉市長 辻 宏 康

市は、工事請負契約につき、次のとおり変更契約を締結する。

- | | |
|-------------------|---|
| 1 変更した工事請負契約 | 令和4年9月30日議決に係る和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（1期） |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 変 更 契 約 の 内 容 | 契約金額 （当 初）210,797,400円
（変更後）216,023,500円 |
| 4 変 更 契 約 の 相 手 方 | 大阪市中心区備後町一丁目7番10号
株式会社藤木工務店大阪本店
執行役員大阪本店長 岡持 博久 |

5 変 更 の 理 由

次に掲げる工事内容の変更に伴う金額変更

①正門基礎形状の変更

②谷樋銅板の撤去新設

③天井裏補強方法の変更

④樋の接続

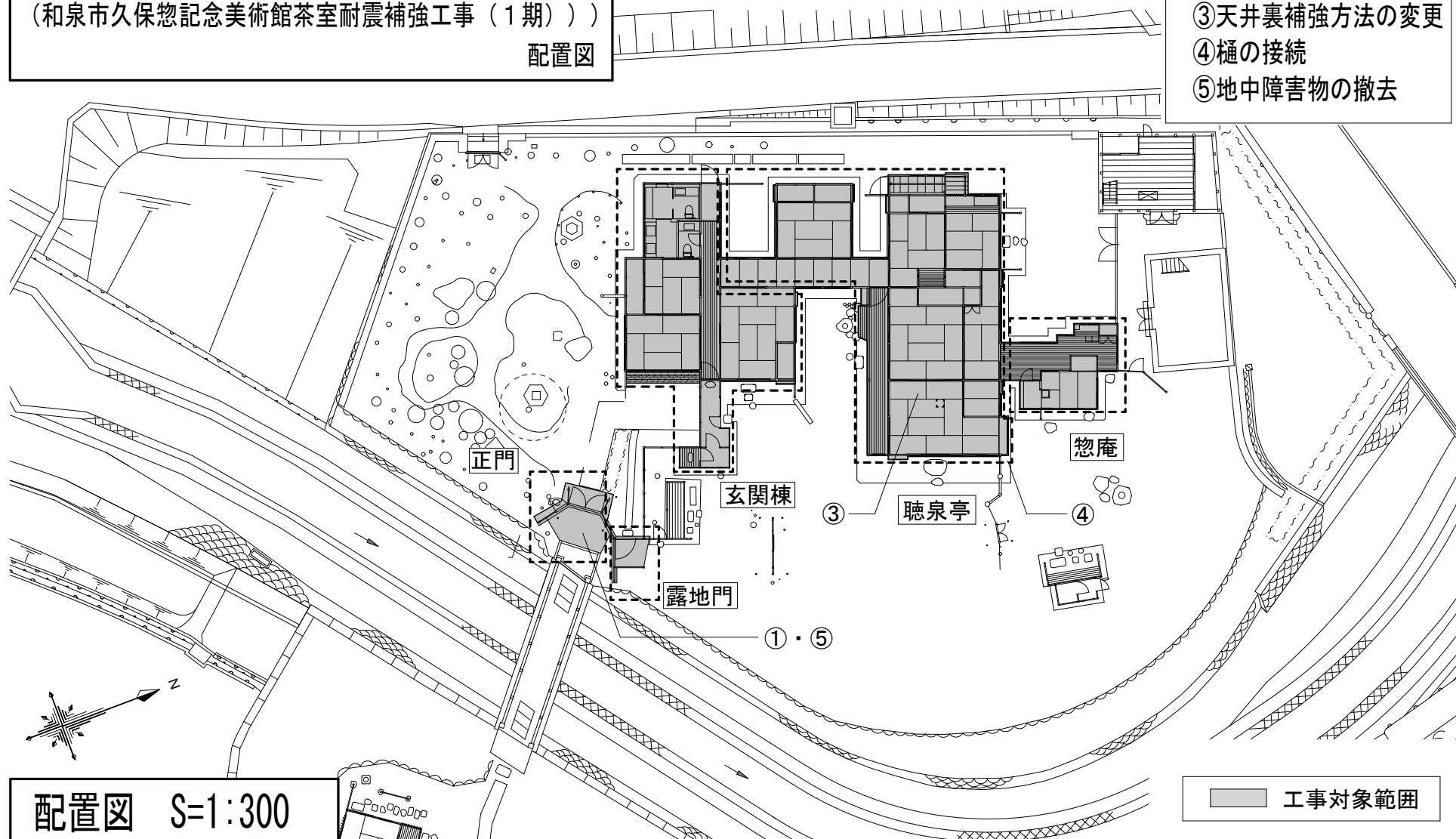
⑤地中障害物の撤去

報告第 1 号参考資料
専決処分の報告について
(工事請負変更契約の締結について
(和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事(1期)))
位置図

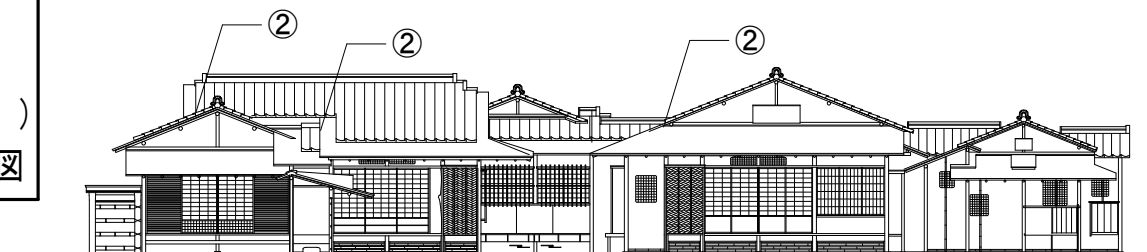


報告第 1 号参考資料
専決処分の報告について
(工事請負変更契約の締結について
(和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事(1期)))
配置図

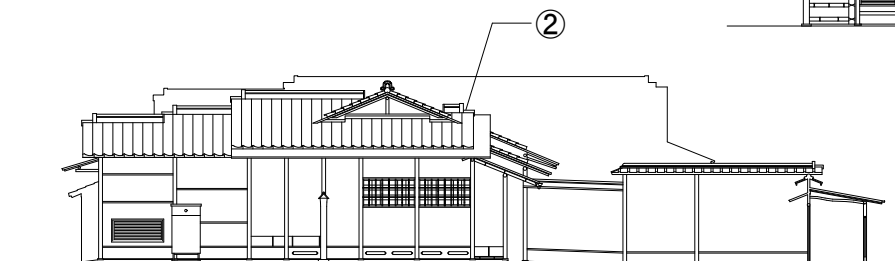
- ①正門基礎形状の変更
- ②谷樋銅板の撤去新設
- ③天井裏補強方法の変更
- ④樋の接続
- ⑤地中障害物の撤去



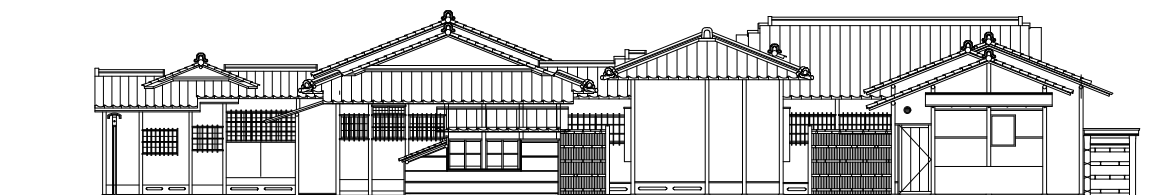
報告第 1 号参考資料
 専決処分の報告について
 (工事請負変更契約の締結について
 (和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事(1期)))
 立面図



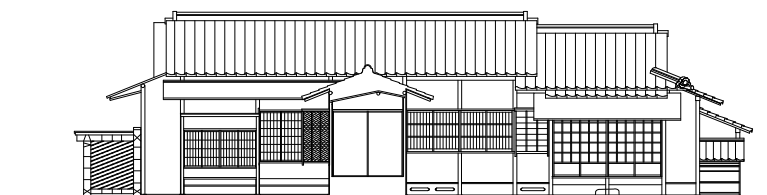
東立面図



南立面図



西立面図



北立面図

立面図 S=1:200

- ①正門基礎形状の変更
- ②谷樋銅板の撤去新設
- ③天井裏補強方法の変更
- ④樋の接続
- ⑤地中障害物の撤去

令和6年度 第1回校園長会議の開催について

学校教育室

標記につきまして、下記のとおり開催いたしますので、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和6年4月9日（火） 午後2時00分 ～

2 場 所 和泉市役所別館3階3-1・3-2会議室